三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項
四　対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
五　対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項
（銀行持株会社等の報酬等に関する開示事項）

第七条　規則第三十四条の二十六第一項第五号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国内基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項
四　対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
五　対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（別紙様式）

［別紙１］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

［別紙様式を加える。］

［**別紙様式**）　別紙１］

（第一面）

（単位：人、百万円）

項番		イ	ロ
	REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等	対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	
2		固定報酬の総額（3＋5＋7）	
3		うち、現金報酬額	
4		3のうち、繰延額	
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	
6		5のうち、繰延額	
7		うち、その他報酬額	
8		7のうち、繰延額	
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	
10		変動報酬の総額（11＋13＋15）	
11		うち、現金報酬額	
12		11のうち、繰延額	
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	
14		13のうち、繰延額	
15		うち、その他報酬額	
16		15のうち、繰延額	
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	
18		退職慰労金の総額	
19		うち、繰延額	
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	
21		その他の報酬の総額	
22		うち、繰延額	
23	報酬等の総額（2＋10＋18＋21）		